

検討アジェンダ案に対する意見について

弁護士 森 亮二

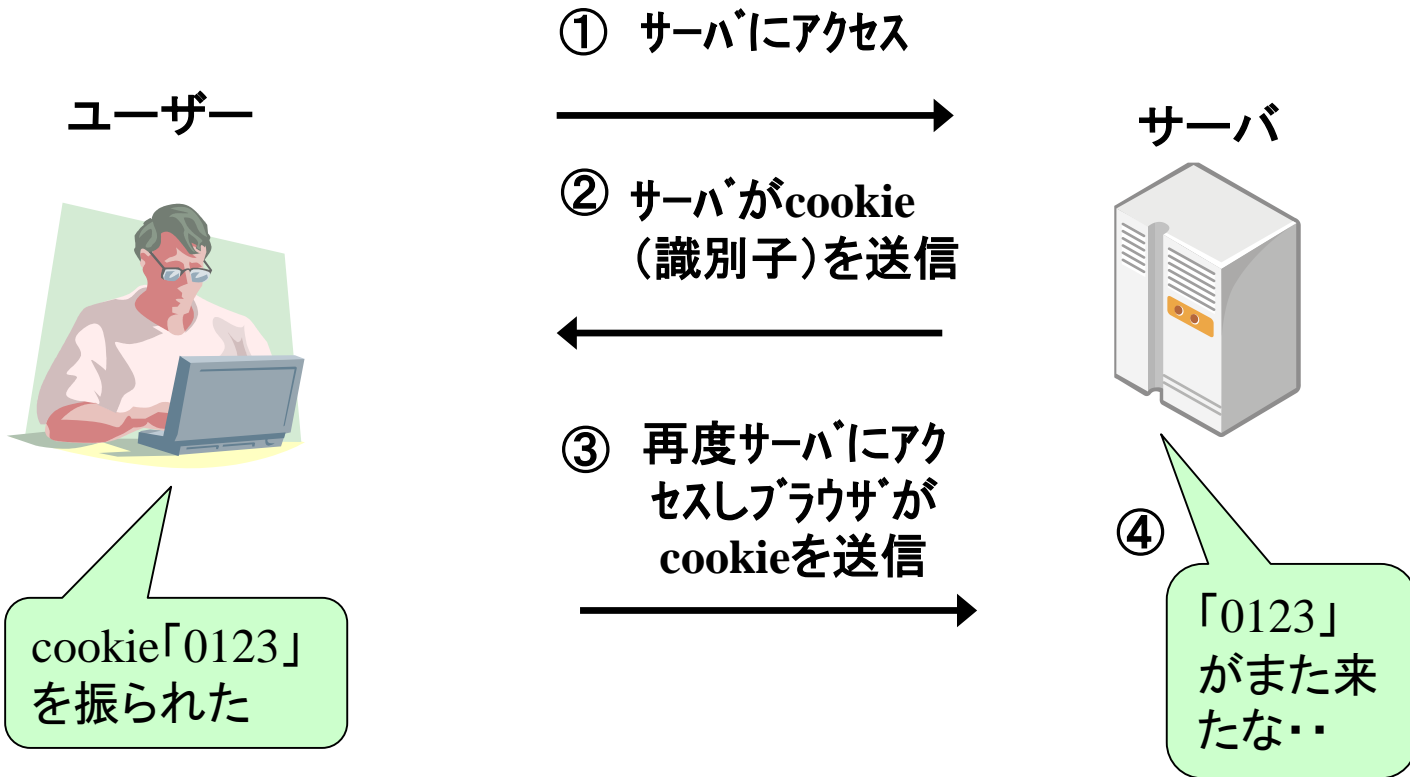
Cookie等によるウェブアクセス履歴の取得 について

検討アジェンダ案に対する意見

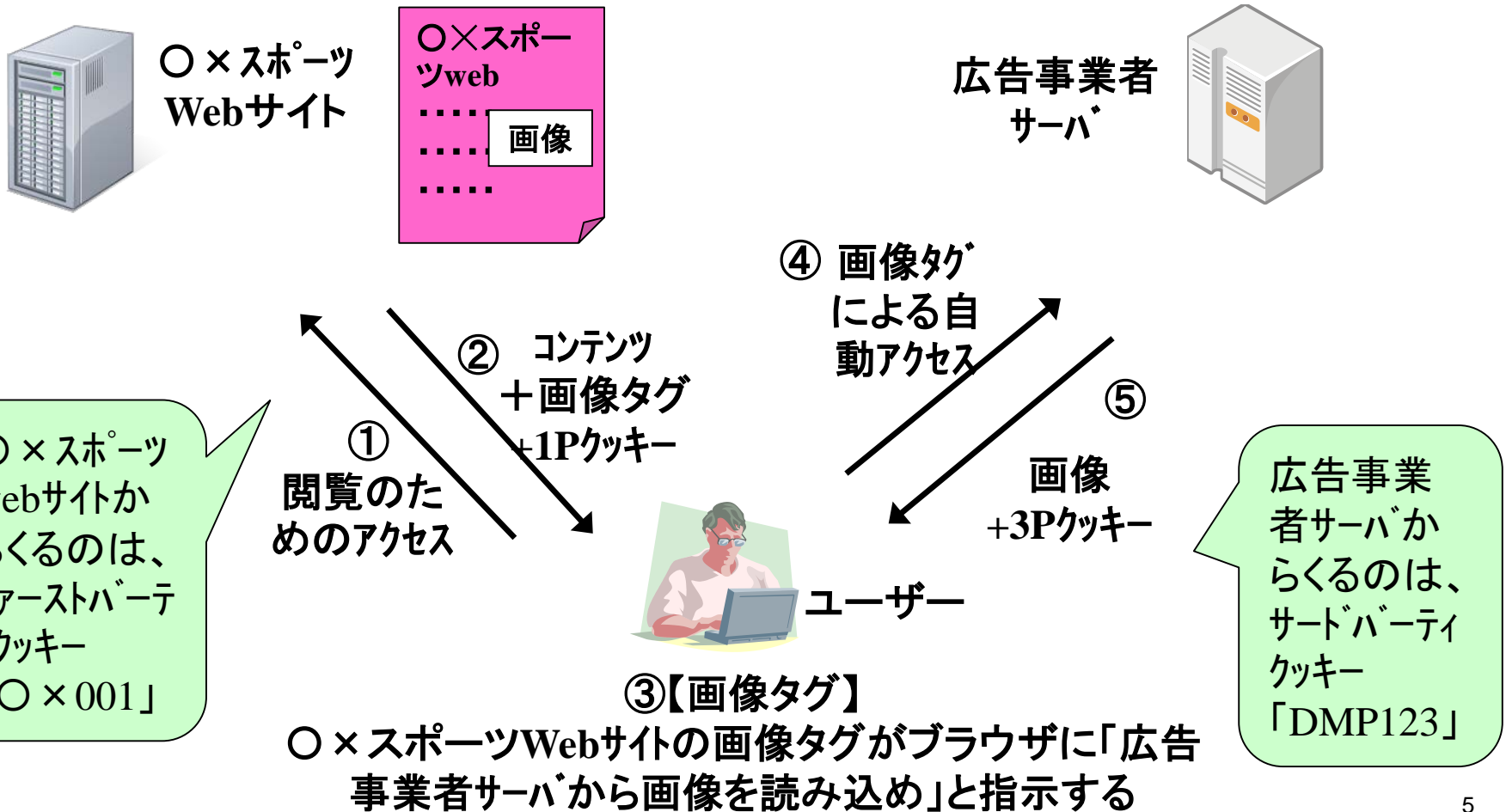
- Web等のターゲティング広告に係るアクセス履歴の取得に対する規制は、個人情報保護法制で対処すべきものであり、通信の端点で得られているだけの履歴を通信の秘密として拡大解釈することは避けるべき。通信の秘密侵害は直罰が課される重罪であり、単なるWeb等の履歴の取扱いにすぎないものには馴染まない。仮に辻褃合わせのために通信の秘密に係る規制を緩めた場合、厳格に捉えるべき本来の通信の秘密概念を形骸化させることになりかねない。

【一般財団法人情報法制研究所】

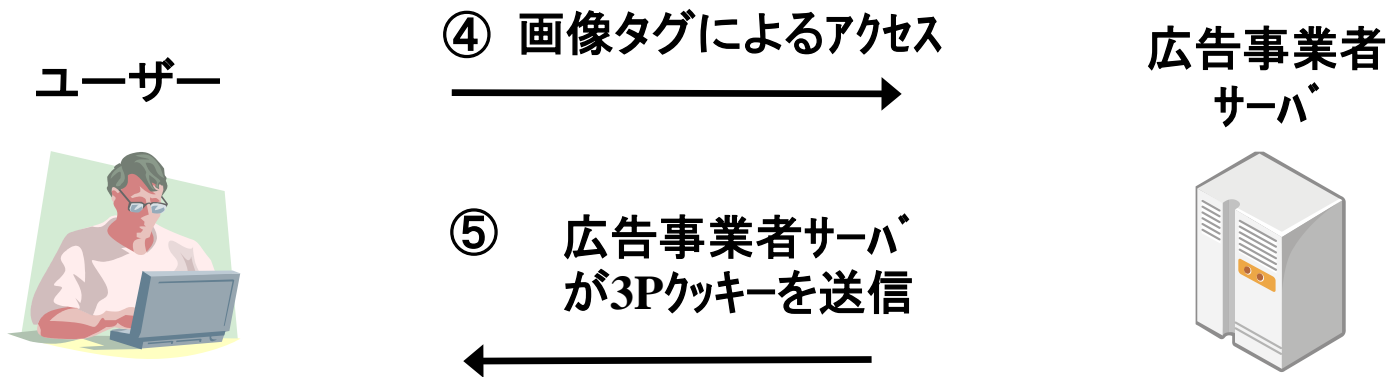
クッキーとは



広告事業者サーバのサードパーティクッキー



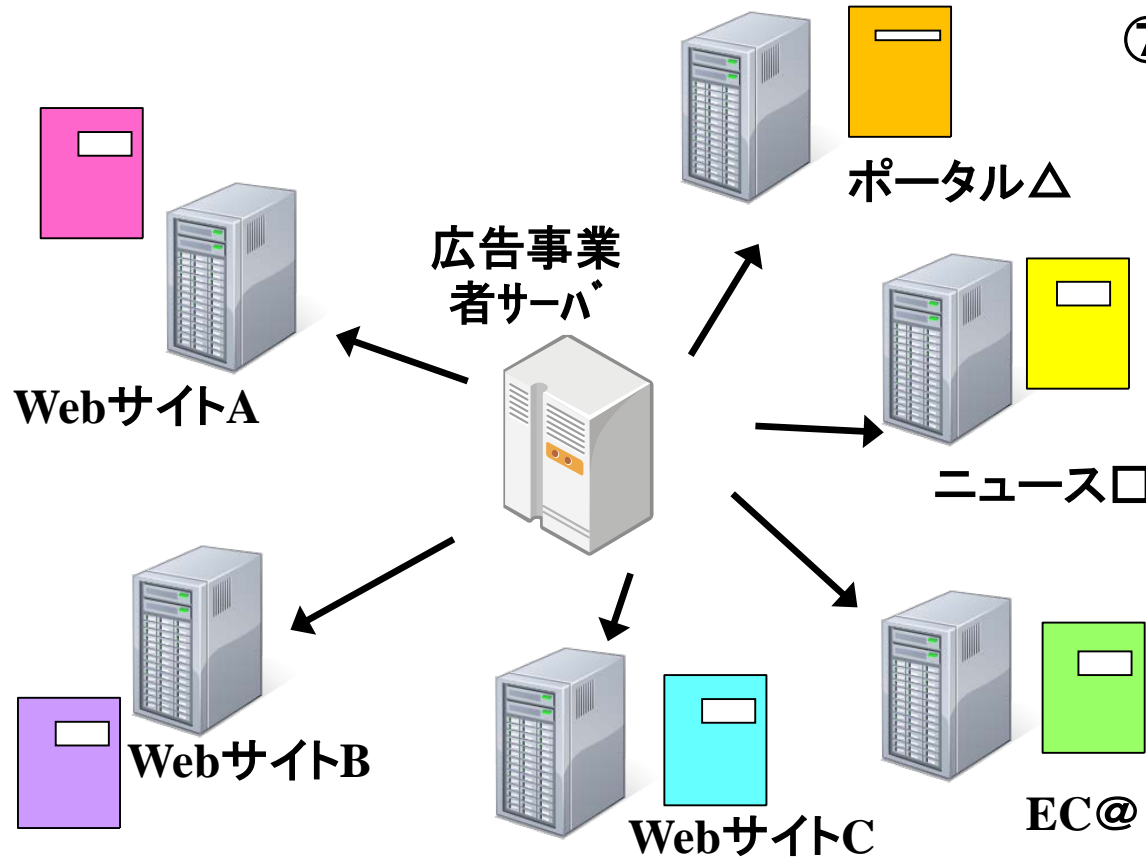
広告事業者のクッキーをキーとした名寄せ



⑥

- ④の画像タグによるアクセスの際に広告事業者サーバは「〇×スポーツ」のウェブサイトの指示で来たことが分かる(1pクッキー「〇×001」をもらうことも)
- それにより、「〇×スポーツ」と広告事業者が発行した「DMP123」の組み合わせが広告事業者サーバで完成する。

広告事業者のクッキーをキーとした名寄せ



⑦ • ○×スポーツのwebサイトとおなじように、あちこちのwebサイトに広告事業者が画像タグを貼っておく。

• 消費者が、それらのサイトにアクセスするごとに、消費者のブラウザは、広告事業者サーバからもらったクッキー「DMP123」を送ってくる。

• 広告事業者サーバは、どのファーストパーティからアクセスを指示されたかも分かるため、「DMP123」をキーにして、ウェブサイトの閲覧履歴を作成できる。

広告事業者のクッキーをキーとした名寄せ によるトラッキング

広告事業者
サーバ



DMP123のブラウザのアクセス履歴	
日時	アクセス先
2018/06/01 22:10	○×スポーツ
2018/06/01 22:18	WebサイトA(引っ越し)
2018/06/02 19:30	WebサイトB(ランニングシューズ)
2018/06/02 19:52	WebサイトC
2018/06/02 20:05	ポータル△
2018/06/04 20:30	ニュース□
2018/06/01 20:46	EC@

※ ここでは画像タグ(HTMLタグ)で説明したが、現在では、JavaScriptのタグが一般的。閲覧履歴のみならず、ブラウザから様々な情報(カーソルの位置や1stパーティでの入力情報など)を得ることができる。

インターネット広告の仕組み

画像(広告)が表示されるまでに起こること



広告事業者サーバ
= 媒体側代理人

この枠買いたい人! 識別子はXXXX

50代男性、所在地港区、ランニングシューズを検索、引っ越し予定

広告事業者サーバ
= 広告主側代理人

1.5円



2円



2.5円



意見の評価

- 3pクッキーによるウェブ閲覧の観察(○×スポーツとブラウザ間の通信の観察)は、直観的にみれば、通信の秘密の侵害に該当する。
 - 一方当事者の同意があるという整理も可能だが、それによって直ちに通秘の侵害でなくなるわけではない(宍戸常寿「通信の秘密に関する覚書」現代立憲主義の諸相(下)489頁)
- しかしながら、このような行為はかなり以前から日常的かつ広範に行われてきた実態がある。
- 通信の秘密の侵害として統制することが、通信の秘密の形がい化・希薄化につながるという意見はもっとも。
- 他方で、このような収集行為が個人のプライバシーを侵害するおそれがあることは否定しがたいところであり、これを放置することは妥当ではない。
- ◆ なお、Cookieに紐づくウェブ閲覧履歴をユーザーの個人情報と結合することは個人情報保護法上の問題(17条1項等)を生じうる(念のため)

ePrivacy規則案による規制

- ePrivacy規則案は、前文(21)で、トラッキング用のcookie等が、利用者の知らないうちに利用者の端末機器に入れられることがある事実を指摘したうえで、
- Cookie等を利用した、利用者のオンラインでの行動や端末機器の位置を密かに監視する技術は、利用者のプライバシーにとっての深刻な脅威であるとし
- したがって、そのような端末機器への干渉は、利用者の同意があり、かつ特定された透明な目的のためにのみ許容される、とする。

ePrivacy規則案による規制

- 第8条は、ユーザーの端末機器の情報(cookieを含む)を収集することを原則として禁止し、
- 電気通信の送受信に必要な場合や利用者の同意がある場合等の例外的場合のみ、これを可能とする。

位置情報について

位置情報について

- 前記のとおり、ePrivacy規則案前文(21)は、利用者のオンラインでの行動のみならず、端末機器の位置を密かに監視する技術について懸念している。
- たとえば、我が国の電気通信事業者については、位置情報プライバシーレポートや電気通信事業者向け個人情報保護法ガイドラインなどによって、位置情報の利用については厳格な制約が課せられている。



- ☞ 電気通信事業者ではない者による利用についても、何らかの(電気通信事業者と同等の)制約が必要ではないか。
- ☞ 位置情報プライバシーレポートは、対象が電気通信事業者に限られている点、用語等が現行法と合っていない点等があるため、改訂の必要があるのではないか。

電気通信事業法の域外適用について

検討アジェンダ案に対する意見

- 通信の秘密やプライバシー保護について、事業者の分類（電気通信事業者／プラットフォーム事業者等）によらず、また電気通信設備の設置場所（国内／国外等）によらず、公平・公正な競争環境を実現できる規律の在り方が検討されることを望む。また、利用者から見たときに同一の意味を持つ情報については、利用者情報の分類によらず、通信の秘密やプライバシー保護の在り方も同じように取り扱われることが必要。加えて、今後各事業者がIoT等の様々なビジネスモデルの検討を進めていく中で、利用者の立場から見たときに、どこまでが実施可能で、どこからが問題となり得るのか等、線引きが必ずしも明確でないケースが現れてくる。健全なグローバル競争やイノベーション促進という目的を達成するため、規制ありきではなく、事業者の自主的な取り組みを後押しするような検討が重要であり、必要に応じて関係者間で適切な整理を図っていくことが有用。

検討アジェンダ案に対する意見

- 利用者のプライバシーを保護しつつもデータ活用を促進できるような検討を進めることについて賛同。また、プラットフォームサービス（電気通信役務を含む）に関する検討を行う際には、（中略）公正な競争環境が整備されるよう、プラットフォーム事業者が保有する利用者情報の取扱いやその他制度面の扱い等においてイコールフットリングの確保を重視すべき。

【ソフトバンク株式会社】

意見の評価

- いわゆる「一国二制度」の問題は国民的な課題であり、他のプラットフォームに関する政府の検討でも取り上げられている。
 - e.g.「デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会」
- 我が国の利用者に電気通信サービスを提供する事業者に対して、等しく電気通信事業法が適用されないことは、我が国の利用者の保護に欠けることとなり得る。
- 事業者間の公正競争ももちろん重要。



- ☞ 域外適用を可能にするような規定を電気通信事業法に設けるべきではないか。
- ☞ または内外のプラットフォーマーが同じ行動規範に服する自主的な取り組みが考えられるのではないか(ただし、実効性に疑問あり)

ご清聴ありがとうございました。
